

## 社会福祉法人上越市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会等の出席報酬等)

第3条 理事が、その職務のため、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費実費を支給する。

2 理事が、理事会出席以外で職務を行った場合は、前項に準じ支給する。

3 職員を兼務する理事は、第1項及び第2項の規定は適用しない。

### (会長及び副会長手当)

第4条 会長及び副会長には、別表2により手当を支給する。

### (常務理事の報酬等)

第5条 常務理事には、職員に関する給与規程に基づき支給するものとする。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が、その職務のため、理事会に出席または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費実費を支給する。

2 監事が、理事会出席以外で職務を行った場合は、前項に準じ支給する。

### (費用弁償)

第7条 役員が、その職務のため旅行をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月20日の定時評議員会終結の時から適用する。

この規定の一部改正は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

名称	報酬額(1回)	交通費
理事会出席報酬等	5,000円	実費

別表2 (第4条関係)

名称	手当額(月額)
会長手当	20,000円
副会長手当	10,000円

別表3 (第6条関係)

名称	報酬額(1回)	交通費	
理事会出席報酬等	5,000円	実費	
監査	財務管理有識者	10,000円	実費
	福祉事業有識者	5,000円	実費

## 社会福祉法人上越市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

### (報酬等)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費実費を支給する。

2 評議員が、評議員会出席以外で職務を行った場合は、前項に準じ支給する。

### (費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため旅行をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月20日の定時評議員会終結の時から適用する。

別表1 (第2条関係)

名称	報酬額(1回)	交通費
評議員会出席報酬等	5,000円	実費